



託児等利用補助

通常の勤務時間を超える臨床・研究・教育に関わる業務等のために、一時的な保育サービスを利用した場合の費用の一部を補助します。

通常の勤務時間を超える臨床・研究・教育に関わる業務
(会議・診療時間の延長、学内での試験監督または補助等)

学会・
セミナー・
研修会等参加のため

保育園や
小学校の
臨時の休園・
休校



補助金額

1日あたり10,000円上限
年度内 50,000円まで

対象者

対象者：本学の教職員等（有期雇用職員・学生・研修員等を含む）
対象児童年齢：0歳～小学校6年生

● 申請・問い合わせ先

京都府立医科大学 WLB支援センター みやこ

TEL：075-251-5165（内線 9503）

E-mail：miyako@koto.kpu-m.ac.jp

<https://miyako.kpu-m.ac.jp/childcaresupport/takujihojyo/>

